

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員(主査) 高橋清治



学位申請者 中神美砂

論文名 エカテリーナⅡ世の出版統制政策—貴族文化人の知的活動の変容

〔審査結果要旨〕

本論文は18世紀後半のエカテリーナⅡ世の出版統制政策の歴史的な変遷を考察の対象とする。出版統制法令を、営業規制、内容規制(検閲)、検閲機関整備に区分し、体系的に整理、検討して、時代区分を設定する。アルヒーフ史料などの検討によって、法令が出されるに至る状況(多くが事後的な対応策)、および出版統制の事件を具体的に明らかにし、その中でエカテリーナⅡ世と代表的な貴族文化人の関係、およびその変化を考察する。

啓蒙専制君主を任ずるエカテリーナは出版、文芸活動の保護、育成をはかり、民営印刷所設立も認める。これに呼応して貴族文化人の活動が盛んになり自立的な展開をみせはじめると、エカテリーナは出版への統制を強める。フォンヴィージンは「貴族としての役割意識」から「君主にとって有益な助言者、祖国の救済者」たらんとし、エカテリーナに期待をかけるが、筆禍を蒙り発言を封じられ、辞書編纂事業においてのみ活動を許される。エカテリーナは、フランス革命後ラジューシチェフ、ノヴィコーフを弾圧し、死の直前に検閲機関設立の勅令を出す。

丹念に渉獵したアルヒーフ史料などの検討に基づく力作で、出版統制政策の変遷に焦点をあてた18世紀後半の体系的な考察として重要な研究成果であり、審査委員全員一致で博士(学術)の学位を授与するに値するとの結論を得た。

〔論文概要〕

論文(本文143頁。年表、付属資料、参考文献を付し、総頁165)の構成は以下の通り、
序章

第1章 18世紀後半のロシアの«публика(公衆)»

第2章 出版統制法令の特徴による時代区分、及びエカテリーナⅡ世と貴族文化人の関係

2.1 エカテリーナⅡ世即位以前の出版統制関連法令(1720-1761年)

2.2 第Ⅰ期(1762-1782年) エカテリーナⅡ世による出版業の保護と育成

第3章 第Ⅱ期(1783-1789年) 国家による民間人の出版活動に対する監視

第4章 第Ⅲ期(1790-1800年) 貴族文化人の出版活動にたいする監視強化

第5章 第Ⅲ期(1790-1800年) 外国の影響力阻止を目的とした検閲機関の整備と強化

終章

序章で問題設定と先行研究の検討をした後、第2章で18世紀後半のロシアの「公衆」、い

いわゆる「読者層」のありようを考察する。階層構成、識字率、出版点数、定期刊行物予約購読リストなどの統計資料に拠りつつ、「公衆」のありようを検討する。中心をなしたのは「西欧文化を享受し、語学を含め教養を身につけた貴族文化人」であるが、商人、都市住民なども含む階層的広がり、ペテルブルク、モスクワに限られない空間的広がりも確認する。ピョートル 1 世が貴族に国家勤務の義務を課すとともに、非貴族出身でも勤務によって一代貴族、世襲貴族になりうる途を開いたこと、ピョートル III 世の「貴族の自由」、エカテリーナ II 世の地方改革により地方貴族社会が活性化したことなど、「公衆」を規定した歴史的要因も指摘する。第 2 章以降の考察の基盤となる状況を確認した後、論文はエカテリーナ II 世と貴族文化人の関係を軸にして、出版統制政策を検討していく。

第 2 章の冒頭で分析方法を提示する。出版統制法令を、営業規制、内容規制(検閲)、検閲機関整備の三つに区分する。検閲のみに限定したり、他の二つとの関連を無視した研究方法への批判である。出版統制法令を体系的に整理、検討して、時代区分を設定する。叙述スタイルとしては、各章の冒頭に当該時期の法令の時系列的な一覧、分類、内容の概略を掲げ、次いでアルヒーフ史料などの検討に基づいて、法令が出されるに至る状況(多くが事後的な対応策)、および出版統制の事件が具体的に明らかにされる。法令は『ロシア帝国法律大全』、1862 年の『検閲法令集』などを検討するとともに、そこに含まれず、先行研究で存在が知られたり、執筆者の調査で明らかになったものは斜体で記している。

エカテリーナ即位以前について概観した後、第 I 期が考察される。1763 年の極秘命令書で「法と公序良俗に背き、ツァーリとロシア国家に反するもの」との審査方針をうたうものの、この時期は印刷を国家が独占し、官営印刷所での出版は幹部による内部審査だけであり、まれに最終判断にエカテリーナが関与していたとする。

啓蒙専制君主を任ずるエカテリーナの出版、文芸活動の保護、育成(自ら雑誌『一切合切』刊行)と、これに呼応したノヴィコーフの出版活動が検討される。彼の雑誌『雄蜂』をめぐるエカテリーナの苛立ちは見られるものの、他の活動に資金援助するなど、両者の協力関係が確認される。ノヴィコーフは 1779 年モスクワ大学印刷所を賃貸契約して出版活動を本格化し、自立した貴族グループの活動拠点となり、ノヴィコーフ・サークルと称されるようになる。

第 II 期。1783 年民営印刷所設立に関する勅令を出す。前年、主要都市に設置されたポリスが民営印刷所の認可、書籍の審査にあたることになる。これはいわゆるポリツァイ/ポリスであり、社会の規律化を担う機関として設置されたものである。

この時期に内容規制法令が本格的に登場し、営業規制、内容規制ともノヴィコーフが主たる対象であるとする。彼もメンバーであったフリーメーソンへの警戒か、ノヴィコーフの活動への規制か、と設問して、執筆者は彼の自立的な教育活動、慈善活動が警戒されたとする。

エカテリーナは 1783 年雑誌『ロシア語愛好者の友』を発行し、自ら「ロシア史覚書」などを発表する。この雑誌にフォンヴィーゲンが「質問状」を投稿し、第 3 号に質問状とエカテリーナの回答(両者匿名)が掲載される。執筆者は、この問答を質問ごとに対照し分析している。このやりとりの歴史的な評価は最終試験で論点の一つとなった(後述)。

質問状でエカテリーナの不興を蒙り、以後は発言の機会を奪われる。フォンヴィーゲンは、

パーニンとともに制限君主制(法による支配)をとнаえており、「貴族としての役割意識」から「君主にとって有益な助言者、祖国と同胞の救済者」たらんとして発言し、啓蒙専制君主たるエカテリーナに期待をかけるが、エカテリーナのほうは「忠実な臣民」であることのみを求め、「貴族文化人の役割意識を外国文化の影響力と闘うための道具に使おうとした」。同年末、ロシア・アカデミーが設立され、フォンヴィージンも会員に選ばれる。中心的事業であった『ロシア・アカデミー辞典』編纂に、彼は企画立案者として極めて重要な役割を果たしていく。

章末で、1783年印刷の国家独占を手放した理由として、エカテリーナがポリスの管理能力を過信していたこと、貴族文化人の自立的な動きの進展を予見できなかったことを指摘する。

第Ⅲ期については、二つの章に分けて論述している。

1790年勅令で初めて「検閲」が法令のタイトルに使われ(それ以前には同じ単語が「批評」「校閲」の意味で用いられていたことを考証)、検閲の全責任をポリスが負うことを再確認した。

第4章でラジーシチェフ(1790年『ペテルブルクからモスクワへの旅』刊行により、逮捕。死刑判決、エカテリーナにより減刑、シベリア流刑)とノヴィコーフ(1792年逮捕、シュリッセルブルク要塞収監)への弾圧が詳しく検討される。なお、他のフリーメーソン員には穏便な処置であったことを指摘し、弾圧対象はフリーメーソンというより、ノヴィコーフ個人であったとする。

第5章で外国の影響力阻止を目的とした検閲機関の整備と強化を考察し、エカテリーナの死の直前の1796年勅令(外国書籍の印刷・輸入の制限／ペテルブルク、モスクワ、リガ、オデッサ、レジヴィロフへの検閲機関の設置／民営印刷所の廃止)に至る状況を考察する。

1793-95年法令は出されていないが、検閲機関設立の準備が進められていたとして、エカテリーナ、元老院検事総長、モスクワ警視總監の書簡など、アルヒーフ史料によって具体的に明らかにする。そして1794年元老院最終案、匿名の提案書(1796年と推定)、1796年勅令の三文書を比較対照している。この時期、外国書籍が主たる標的となったこともあり、外国語、文学知識など、ポリスの実務能力不足が専門の検閲機関の設立を急がせたとする。

エカテリーナの死後、パーヴェル I 世の時代に検閲機関が国家機関として正式に設立され、強化されていく。アレクサンドル I 世の下、1804年に検閲規約が制定される。

[論文の評価]

審査には学外から長縄光男氏(横浜国立大学名誉教授)、渡邊雅司氏(本学名誉教授)に加わっていただき、本学の鈴木義一教授、前田和泉准教授、そして主査をつとめた高橋清治、以上5名があたり、2010年1月14日に最終試験を行なった。

○出版統制政策、法令が出されるに至る状況、および出版統制の事件にかんするロシア国立古文書館の一つ РГАДА(RGADA)のアルヒーフ史料の丹念な渉獵と検討が、審査委員全員によって第一に高く評価された。そのアルヒーフ史料のほとんどが日本の研究で初めて検討されるものであることも特筆されてよい。

○それらに基づき、出版統制政策の変遷に焦点をあてて、18世紀後半を体系的に考察した本論文は、18世紀ロシアの新たな一面を明らかにした研究成果であり、今後この時代の思

想、文化などを考える際にも重要な貢献である。

それを高く評価した上で、最終試験において指摘された主な論点は以下の通りである。

○出版統制、内容規制の対象とされた「内容」のほうにもっと踏み込んで考察すれば、つまりこの時代の思想史、政治史などの先行研究の成果、議論も十分組み込んで検討すれば、取り締まる法令、機関の変遷だけではなく、もっと構造的な把握が得られるのではないか。

○考察した代表的な貴族文化人を、「リベラル急進派」ノヴィコフ、ラジーシチェフと、「リベラル穏健派」フォンヴィージンとする枠組みの再検討が必要である。

○「エカテリーナ対貴族文化人」というかたちで論述、まとめがなされているが、第 1 章で執筆者も指摘しているように、貴族はけっして一様なひとまとまりの集団ではない。

フォンヴィージンに関連して、この点についてより具体的に、また審査委員の間でも議論が行なわれた。

○フォンヴィージンの質問状を、エカテリーナ批判と捉えているが、むしろ支配層の現状、貴族内部の道徳的退廃、無教養などの問題点を皇帝に訴える内容が主眼ではないのか。

○近代ロシア史でのツァーリ崇拝、時代を遡ってモスクワ国家で門地争いを君主の裁定に委ねるなど、ロシア史における君主と貴族の関係という大きな問題につらなる議論である。

○質問状の評価がそうであれば、以後フォンヴィージンの発言を一切封じたエカテリーナの対応の硬さが一層問題になる(辞書編纂事業で活躍する一方で、彼が新たな雑誌刊行をめざして許されなかった経緯も論文で明らかにされている)。

○第Ⅲ期で「外国の影響力阻止」としているが、端的に「フランス革命の波及の阻止」とするほうが、論文で述べられている取り締まられた事例の内容に近い。

○第 4 章でラジーシチェフとノヴィコフへの弾圧を別立てに論じているが、先行研究でもフランス革命への反動としてエカテリーナの弾圧を捉えており、二人の事件によって、ますます検閲機関の設立を迫られたとして、第 4 章と第 5 章を一つにまとめて、第Ⅲ期を論述することが検討されてよい。

○エカテリーナと三人の貴族の関係だけではなく、戯曲審査(演劇検閲)の事例も論述に効果的に活かされており、エカテリーナが細かな事にも直接裁断を下していたことを明らかにしている点も評価できる。さらに要望しておけば、クニャジニーンの二つの戯曲を、第Ⅱ期(エカテリーナが最終的に上演許可)と第Ⅲ期(歿後の戯曲出版の没収、焼却を命令)で取り上げているが、ともにキエフ・ルーシ時代を扱った戯曲のテーマに即して検討してみる必要がある。

最終試験では活発な議論が行なわれ、執筆者の応答は現在の到達点についての確たる認識を示し、指摘された批判点、改善点についても自覚的な回答がなされた。

審査委員会は、丹念に渉猟したアルヒーフ史料などの検討に基づく力作として高く評価し、一層の改善の余地はあるものの、博士(学術)の学位を授与するに値する研究成果であることを全員一致で確認した。